

伊達市一般不妊治療費助成事業助成範囲

 内の治療費が市の助成対象

以下の表で、一般不妊治療とはタイミング法及び人工授精のことを指す。

	保険適用	保険適用外	助成内容
不妊治療	① 一般不妊治療 (保険適用)		【助成金額】 ・初めて助成を受けた際の治療開始月から 36 月（3 年）間に実施した治療について、1 組の夫婦に対し合計 6 万円 【申請期限】 ・初めて助成を受けた際の治療開始月から、12 月（1 年）間分をその治療開始月から 24 月（2 年）の間に申請
		② 一般不妊治療 (保険適用) + 保険適用外の 検査や治療 ※混合診療（自費診療）は禁止されているため、1 回の治療全てが保険適用外となる	
不妊検査	不妊検査 (一部保険適用)		上記①、②のいずれかの治療に附随して実施した場合に助成対象となる。その治療と併せて申請。（※ 1）

※ 1 伊達市一般不妊治療費助成事業では、不妊検査のみの申請はできません。（不妊検査と不妊治療で受診等証明書や診療報酬明細書等を分けて用意する必要はありません。）